

【令和元年第5回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和元年12月12日 健康福祉委員長 押本 吉司

○ 「議案第159号 川崎市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 施設開設に際しての地域住民への周知の考え方及び当該施設の目的を踏まえた周知について

国の省令では地域の結び付きを重視した運営を行うとの方針にとどまっているが、本市の現行ガイドラインでは開設前に市に事前相談することになっている。本条例制定後においても、事業者と地域が一体となり利用者への支援を行うことは大切であることから、地域住民等への事前説明及び運営においては連携・協力をして交流を図ることを条文に明記しており、地域住民の力を借りながら、自立に向けた取組を行っていきたいと考えている。

- * 当該施設の宿泊料について

無料又は低額な宿泊所であることから、生活保護における1人世帯の住宅扶助の基準額である5万3,700円に設定している施設が多い。

- * 当該施設に入居している生活保護受給者の割合について

全国的な数字であるが、約9割が生活保護を受給している。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第160号 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第178号 総合研修センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 指定管理者の指定に向けた公募の取組について

本年7月上旬から1か月以上にわたって事前告知を行った後、8月上旬から公募を行った。本市の地域リハビリテーションの考え方を議会への報告等において示した際に、様々な事業者から問合せがあったことから、問合せへの回答に併せて指定管理者の公募が始まったことを周知した。

- * 複数の事業者から問合せがあったにもかかわらず最終的に指定管理予定者以外の事業者が辞退した理由について

最終的な判断に至った経過は確認していないが、事業者とのやり取りの中で、高齢者への支援を得意とする事業者が必ずしも障害者への支援が得意ではないとの話があり、高齢者及び障害児者に対する支援を区別しないで行う本市の取組への対応が難しいことから、応募まで至らなかつたものと考えている。

* 当該施設への指定管理者制度の導入に対する本市の考え方について

令和3年4月からのスタートに向けて、開設までの間、指定管理予定者である川崎市社会福祉協議会と健康福祉局の関係部署との話し合いの場を早期に設定して話し合いを重ねていくとともに、現場の声を踏まえ、施設開設に備えていきたいと考えている。

* 市職員の経験を踏まえた当該施設との連携について

当該施設が入る総合リハビリテーションセンターの企画部門は行政が直営で運営するが、同センターには様々な施設があり、各々を運営する法人も異なるため、各分野は各専門家が担う一方で、センター全体の統一感や方向性を行政が主導することで連携を図っていく方針である。

* 総合リハビリテーションセンターでの事業者間の連携について

総合リハビリテーションセンターには、特別養護老人ホーム、障害者入所施設、日中活動センター等の様々な施設が入ることから、現場のニーズ等の情報をセンター内でどのようにいかしていくことができるのか具体的な検討を進めていきたいと考えている。

* 指定管理予定者との良い緊張関係を保つための考え方について

指定管理者制度ではモニタリングを行うことになっているが、そのほかにも定期的な会合を開催し、新たな課題等にどのように対応していくのかを検討することが、当該施設において重要であることから、通常の指定管理者制度の考えにとらわれず万全な体制で臨みたいと考えている。

《意見》

* モニタリングの在り方は常に変化していかなければならないと考えており、本市と社会福祉協議会が良い形で連携し、緊張感を持って取り組むことで、より良い総合研修センターとなるように努めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第179号 川崎市中原老人福祉センターの指定管理者の指定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第180号 川崎市南部リハビリテーションセンターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理予定者からの事業計画における独自提案について

機械の補助を用いる等の利用者を持ち上げないノーリフティングケア、総合相談窓口のワンストップ機能を果たすための高齢者や障害者への支援に精通した職員の配置、緊急時の支援計画の策定、当該指定管理予定者が同一施設内で運営する南部日中活動センターでの就労支援における場の提供等の提案があった。

* 自立支援協議会と当該施設との役割分担について

自立支援協議会は市と各区にあり、当該施設が開設した際には、川崎区の自立支援協議会に入会することが想定されることから、その中で事例の検討等を行うだけではなく、市の自立支援協議会に提示してもらいたいと考えている。

* 当該施設が計画相談を作成する際の具体的な役割について

障害福祉サービスを利用するには計画相談の作成が義務付けられていることから、当該施設を利用する際にも必要である。計画相談の作成は、相談支援事業者が作成しているが、対応しきれない場合は区内の各事業者の支援を受けて作成している状況であり、今後整理していく必要があると考えている。今後は、本市の直営施設である障害者センターや総合リハビリテーション推進センターが区内の各事業者をバックアップできるように指定管理予定者と協議していくと考えている。

* 当該施設に対するモニタリングを実施する際の考え方について

指定管理者制度で定められている年一回の報告書の提出を受け、事業評価をする等のモニタリングを行っているが、必要に応じて、事業者の運営に対する指導・助言を行いたいと考えている。

* 高次脳機能障害に対する支援について

高次脳機能障害に対する専門的な相談、サービス内容の調整等についても対応していく。

《意見》

* モニタリングについては、最初が肝心であることから、月ごとや年度末の報告を求めるとともに、書面だけでは分からぬこともあると思われるため、現地に行くなどの方法により実態を確認してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第181号 北部地域療育センターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理者の選定に当たり応募が一者のみになった経過について

指定管理者の選定に当たっては、複数の法人からの提案があることが望ましいと考えるため、事前予告を本年6月2日に本市ホームページ上で行い、公募を8月1日から9月13日と通常より長い期間としたが、結果、応募があったのは当該法人のみであった。また、当該施設については、医師、保健師等の様々な専門職員の確保が必要であることから、応募できる法人数が少ないと原因の一つであると考えている。

* 指定管理予定者に対するモニタリングの考え方について

職員の労働環境やコンプライアンス等は書面だけでは判断が困難なため、指定管理者制度に基づくモニタリングや児童福祉法に基づく実地調査を行うとともに、適切に人材の確保・育成が行えるよう、指導・助言をしていきたいと考えている。

* 平成 27 年の横領事件に係る本市の処分に対して指定管理予定者がホームページ上に掲出した見解の内容について

当該横領事件については、指定の全部の効力を 3か月停止するという重い行政処分を行ったものであるが、指定管理予定者はホームページ上で、未来に対する処分ではなく、過去に遡及した処分にすべきであると主張している。

* 通園療育における適正な職員体制の考え方について

指定管理予定者からは職員体制を含む状況報告を年一回受けているが、人員配置基準を満たしており、職員体制に問題ないと認識している。

* 当該施設のセンター長が平成 30 年度に 3 回交代した経緯について

平成 30 年 6 月は体調不良、12 月は横浜にある法人本部への異動のためそれぞれ交代があり、本年 1 月からは現センター長が就任している状況である。

* これまで取り組んできた並行通園業務の実施の有無について

先日も所長会議が行われたが、現在、並行通園が実施されているのか把握できていない状況である。

* 6 か月ごとに実施することが義務付けられている計画相談に対する実態調査について

計画相談の多くは当該施設で実施しているが、件数が多いことから、一人ひとりに対して面談をするなど丁寧な対応ができる状況であると聞いている。

* 医療ケア児等コーディネーター養成研修の取組内容について

今年度から開始した研修であるが、受講後は医療ケア児等のコーディネーターとして相談支援業務に従事するなど、障害支援における相談体制の充実を図ることを期待している。

* 医療ケア児等コーディネーター養成研修への当該施設からの参加者の有無について

各療育センターから数名の参加はあったが、当該施設からの参加者の有無については把握していない。

* 指定管理予定者である法人の体質を踏まえた施設運営に対して本市が注意している点について

福祉人材の確保や育成、定着は重要であることから、指定管理料が人材に関する部分にも適切に使用されているかを確認するとともに、本条例が議決された後に、指定管理予定者に対しては適正な施設運営が行えるよう指導・助言を行っていきたいと考えている。

* 審査結果の点数が低かったことへの考え方及び厳しい評価が付いた項目について

審査結果については、実績評価点で加算した 47 点を引いたとしても、基準点としている配点の 6 割を越えているものである。また、選定評価委員会委員からは、事業計画が 120 点中 79 点、収支計画が 210 点中 129 点で、いずれも 6 割を上回っているものの、厳しい評価であったと認識している。

* 応募が一者で審査結果の点数が低い法人を選定したことに対する本市の考え方について

指定管理予定者については、これまで不祥事や中央地域療育センターでの事故等があったが、こうした経過があった法人であると認識した上で、年一回のモニタリング等を通じて、これまでの議会での意見等を踏まえた助言・指導を行っていきたいと考えている。

* 実績評価に高得点が付いている理由について

実績評価点は、指定管理者制度により年度評価を基に自動的に加点又は減点されるものである。現指定管理期間における年度評価について、評価Bが3年間、評価Cが1年間であったことから、評価Bの分を加点したものである。

* 事業計画に記載のある「ゆとりある職員配置」に対する本市の考え方について

事業計画は、法人からの提案であるため、計画どおりに取り組めるよう指導・助言していきたいと考えている。

* 常勤及び非常勤職員に関する仕様書上の人員配置について

仕様書で示した人員配置基準は満たしているが、非常勤職員については勤務した時間に基づき常勤職員に換算しているため、必ずしも常勤及び非常勤職員の人数が決まっているわけではない。

* 総括評価シートにおける平成30年度の収入及び支出の記載内容について

収入合計が4億5,302万7,000円、支出合計が4億5,302万円で、收支差額が約1,500万7,000円と記載しているが、実際は支出合計が4億3,802万円であることから修正させていただきたい。

* 指定管理料が減額しているにもかかわらずサービスの質を確保した「ゆとりある職員配置」について

仕様書において、相談支援専門員の人数を1名増員して8名とし、また、請求事務に精通した職員の配置を求めた。なお、指定管理料約2,000万円の減額については、人件費ではなく事務費を減額したものである。

* 指定管理料において事務費から約2,000万円を減額した理由について

指定管理料の減額については、これまでの実績に基づいて施設修繕費や備品購入費を削減したものである。

* 収支差額が約1,500万円であるにもかかわらず指定管理料から約2,000万円を減額する理由について

指定管理予定者からの提案額であり、現指定管理期間の指定管理料から約2,000万円を減額した約2億6,700万円が提案額であったためである。

* 指定管理予定者から示された令和2年度の人件費について

応募時の收支計画書によると約3億2,100万円である。なお、指定管理予定者は、指定管理料以外に障害児通所給付費、診療報酬等の収入があり、利用者が増えることで収入も増えるものと考えている。

* 人件費が増えているにもかかわらず指定管理料を減額したことに対する選定評価委員会での意見について

選定評価委員会の委員からは、人件費について議論の対象となることはなかった。なお、公認会計士の委員からは、収支に問題はないとの意見があった。

《意見》

- * 福祉人材の確保等が重要だとの議論があることからも人件費の確保は必要だと考えている。当該施設については、この4年間で人件費が約6,000万円増えているが、指定管理料の減額が実態に即したものとなっているのか、本議案が議決された際には、モニタリングを通じて適切に確認してほしい。
- * 指定管理予定者は、過去に不祥事を起こしている法人であるため、当該施設の運営が適切に行われているのか、これからも議会として注視していきたい。
- * 当該施設では、働く職員の高度な専門性が求められるとともに、継続性が重要であると考える。指定管理者制度は、指定期間が定められ法人の変更により運営が不安定になる可能性があることから、当該施設については指定管理者制度がなじまず、直営による安定した運営に戻す必要があると考えるため、本議案には賛成できない。
- * 公募したが一者のみの応募であったため、本議案を否決するのは難しいと考えていることから、本議案には賛成するものである。
- * 指定管理料が特に人材確保や人材育成等に適切に使用されているのか、また、障害児者への支援が計画相談に即したものになっているのかを把握する必要があると考えることから、指定管理者へのモニタリングを強化する必要があるため、附帯決議を付して賛成するものである。
- * 指定管理予定者は過去に不祥事等の問題を起こした経過があることから、本市の指導力を強化し後押しすべきと考えるため、附帯決議を付して賛成するものである。
- * 附帯決議案の内容には賛同するが、この間のやり取りにおいて適切に対応していくと答弁があったことから、まずは本市の対応を見守るべきだと考えるため、附帯決議案には反対するが本議案には賛成するものである。

《審査結果》

賛成多数原案可決

《附帯決議案の取り扱い》

委員から本議案に対して附帯決議案を付すべきとの意見があり、附帯決議案が提出された。議案可決後に採決した結果、賛成少数により否決された。

○「議案第182号 川崎市葬祭場の指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

* 指定管理を行う斎場で働いている職員について

斎苑業務に従事する職員は、シルバー人材センターから派遣される会員を含め38人である。

* 指定管理予定者である共同体を構成する各事業者の業務分担及び駐車場の管理について

シルバー人材センターが施設運営に関する業務、富士建設工業が火葬に関する業務を行っている。また、駐車場の管理は、指定管理者が警備会社に委託している。

* 駐車場管理における再委託の契約内容の確認方法及び再委託先への指導について

指定管理者からは、警備会社との委託契約について事業報告書により報告を受けている。また、議会での意見については、指定管理者を通じて再委託先の警備会社に伝えているが、一層の指導を行い改善に努めていくとともに、現状の駐車場の利用実態等について確認を行っていきたいと考えている。

* 審査結果にある実績評価点の考え方について

実績評価点は、選定時に現指定管理者から応募があった場合に、毎年度の評価結果を選定時の評価に反映するものであり、評価ランクごとに定める実績反映の割合を計算し、加点又は減点する仕組みである。なお、現指定管理期間における年度評価について、3年間とも評価Bであったことから、総配点500点の3パーセントに当たる15点を実績評価点に加算して選定を行ったものである。

《意見》

- * 駐車場の管理については、これまでの委員会等の意見が指定管理者を通じて再委託した事業者に伝わっているかという視点で、契約書の内容を確認してほしい。
- * 北部斎苑駐車場の改修工事が長期にわたっており、期間中の駐車場が狭隘となることから、工事が続く間は、津田山駅の隣接に借り上げている駐車場から葬祭場までの車による送迎対応の検討や、空きがある場合の葬家用駐車スペースの活用など臨機応変な対応ができるよう、指定管理者に対して指導をしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決